

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和2年12月4日(金)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(13名)

議長	関 誠一郎 君	副議長	河原井 大介 君
	桜井 和子 君		三村 孝信 君
	加藤木 直 君		阿久津 則男 君
	猿田 正純 君		小林 祥宏 君
	藤咲 芙美子 君		鯉 渕 秀雄 君
	片岡 藏之 君		菌 部 一 君
	小 坏 孝 君		

欠席議員(1名)

杉 山 清 君

遅刻議員(なし)

早退議員(1名)

片 岡 藏 之 君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修		
副	町	長	仲 田 不二雄		
教	育	長	高 岡 秀 夫		
まちづくり	戦略課	長	小 林 克 成		
総	務	課	長	鯉 渕 和 己	
町	民	課	長	雨 宮 忠 芳	
財	務	課	長	船 橋 行 子	
税	務	課	長	鈴 木 貴 司	
健	康	保 険	課	長	飯 村 正 則
長	寿	応 援	課	長	井 上 優

福祉こども課長	増井 栄一
農業政策課長	山口 成治
都市建設課長	大津 好男
下水道課長	皆川 尊志
会計課長（会計管理者）	久保田 和美
水道課長	阿久津 恵三
農業委員会事務局長	高瀬 浩文
教育委員会事務局長	園部 繁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津 雅志
主任書記	町田 めぐみ
書記	高丸 哲史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議事項
(1) 令和2年第4回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時00分開会

開 会

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 本日の全員協議会は、来る12月8日に招集されます令和2年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議いただくものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

本日の出席状況についてご報告いたします。欠席議員、12番杉山 清君。ほか全員出席であります。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第4回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに、併せて御礼申し上げます。

さて、本日の議会全員協議会ですが、条例改正をはじめとする議案27件、報告19件について、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

協議事項

○議長（関 誠一郎君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

それでは、議案第76号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第76号をご覧願います。

議案第76号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。コンビニエンスストア証明書交付事業の実施及びデジタル手続法の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、住民票の発行に関する手数料を一律200円にするとともに、通知カードに関する再交付手数料を廃止するものです。以上、議案第76号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第76号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第76号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第77号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第77号をご覧願います。

議案第77号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法施行令が改正され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人所得課税の見直しにより国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないように見直しを行うものです。

以上、議案第77号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第77号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第77号に対する質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第78号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第78号をご覧願います。

議案第78号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。町営那珂西住宅の駐車場整備に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、駐車場の管理運営に関する規定を追加するものです。

以上、議案第78号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第78号説

明資料1ページから4ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第78号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この町営住宅、那珂西住宅なんですけれども、今の現状とこれからの計画を、駐車場の使用料納付というようなことも追加されているようですので、現状を伝えてもらって、それから計画はどのようになっているのか詳細をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員の質問に対してお答えいたします。

町営那珂西住宅に関しては、令和2年度、今年度予算において駐車場整備のほうに認められておまして、今年度整備完了予定となっておりますが、公営住宅については従来1戸1台ということで車の割当てがあるんですが、昨今の車社会において1軒1台というのなかなか難しいところです。那珂西住宅に関しては、54戸ありますので現在54台はとめられるようになっておりますが、今回の整備に関しては残地と下水の、昔の浄化槽の処理施設があった部分を活用いたしまして27台を置けるように整備をするところです。よろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君

○4番（藤咲芙美子君） 27台、54台に対して27台追加ということなんですけれども、この追加したことで間に合うような状況なんでしょうか、ひとつお聞きいたします。それから、もう一つ、来客用のスペースはつくられるんでしょうか。それから、駐車場設置数を超える場合は抽せん、公正な方法で決定するということなんですけれども、抽せんに外れた人、困っている人についてはどのように町として検討しているんでしょうか、お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 来客に関してですが、今のところ宅急便等については従来のとおり近くで下ろしますけれども、今のところ、もともとが来客用を見込んでおらないところなので今のところは考えておりません。抽せんについても、今までも近隣の、民地の駐車場を借りている方もおりますので、スペースも限られていることから最大限取れる27台を今回考えております。よろしいでしょうか。

○4番（藤咲芙美子君） 答えがまだ残っていますよ。

○都市建設課長（大津好男君） 抽せんに外れた方については、今のところ何台抽せんに来るというのがまだ条例規定が定められていないので、住宅のほうには申請作業には入っていないんですけれども、抽せんが外れた方については近隣の民地を活用していただくという形に、従来どおりになるものと思います。

○4番（藤咲芙美子君） 外れた人はどうなんでしょうか。

○都市建設課長（大津好男君） 外れた方については、従来どおり近隣の民地活用で行ってもらえないと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今やっぱりお答えいただいたように54台で、1世帯に対して1台ということでやっているんだけど間に合わなくなったと。それで27台追加することだったんですけども、その27台追加で本当に大丈夫なのかどうか。今、那珂西ではいろいろ、那珂西住宅、ほかの住宅でもそうだと思うんですけども、いろいろ問題が起きているんじゃないかと思うんです。そういうところで、しっかりと確保してあげて、来客が来たときに苦情が来ても大丈夫なのかという心配はあります。だから、そこら辺のところ少し、今こうだからほか、近隣借りている人もいるから来客スペースはつくらないじゃなく、1台、せめて1棟に対して1台とか、そこら辺のところの空白はつくれるんじゃないかと思うんですけども。

あと、場所ほどのぐらいの広さを、27台分というとあれですけども、場所はどこら辺につくる予定なのかをお聞きいたします。

それで、1人2,000円、それが1つ。それから1人2,000円ということで追加することなんですけれども、住民の方にはお聞きしたんでしょうか、それをお聞きいたします。有料でも使用したい人、有料だと生活に響く人、それぞれいるんじゃないかと思うんですけども、住民に対してのアンケートとか、それから調査とか、そういうようなものはきちんとやられたんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 足りない部分については、今後状況を見ながらですが、先ほど説明したとおり、今の、既存の団地敷地内において使える範囲ということで駐車場を整備しているものでございます。

それと、2,000円という部分であります。2,000円の中で減免措置とかのことも入っていますけれども、それで生活が苦慮するんじゃないかというお話ですけども、車を活用して生活できる環境ではあると思いますので、2,000円以内でというのは妥当であると思います。金額については、大洗さんとか近隣の自治体のほうの額のほうも見まして、まだ確定にはしていないですけども、例規のとおり2,000円以内とするということで料金の設定はしたいと思っております。

○4番（藤咲芙美子君） 後でちょっと詳しく聞きに行きます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第79号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第79号をご覧願います。

議案第79号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてであります。東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の組織団体である茨城美野里環境組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものです。

以上、議案79号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第79号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第79号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第80号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第80号をご覧願います。

議案第80号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてであります。那珂久慈流域下水道施設の焼却炉が本年度末で15年を過ぎるため、経費負担算定根拠の見直しに伴い、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、議案第80号説明資料をご覧願いたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第80号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 汚泥焼却炉の建設というのは、今那珂久慈という説明がありました。これ、ちょっと具体的にどういうものなのか説明いただけますか。ちょっとつかめていないので、全体像で結構です、教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にご説明いたします。

那珂久慈流域は、隣接市町村、水戸市を含め日立市、9市町村で運営しておりますひたちなか市にあります県の主導でつくってあります下水道施設です。その中に焼却炉等がありますので、その施設を15年経過したということで、新たに負担割合ということで各市町村が負担割合で運営をしております。その見直しに伴いということで今回議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは、人口的な、人口に対しての割合で負担なのか、それとも一律なのか教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問です。

汚泥焼却炉なので汚泥量に対しての負担金となります。城里町は桂地区の汚泥ということで焼却炉に出していますので、全体の1%になります。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第81号の1から議案第81号の4の4議案を一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第81号の1をご覧願います。

議案第81号の1から4まで、城里町公の施設における指定管理者の指定につきまして、一括ご説明をさせていただきます。

城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものです。

まず、議案第81号の1でございますが、公の施設の名称といたしまして、城里町健康増進施設ホロルの湯及び城里町総合野外活動センターの2施設、城里家族旅行村藤井川ダムふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里であります。指定管理者は、城里町大字上入野4384番地、一般財団法人城里町開発公社代表理事上遠野 修でございます。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第81号の2をご覧願います。

議案第81号の2 城里町公の施設における指定管理者の指定でございますが、公の施設の名称といたしまして、城里町七会町民センターであります。指定管理者は、城里町大字上入野4384番地、一般財団法人城里町開発公社代表理事上遠野 修でございます。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第81号の3をご覧願います。

議案第81号の3 城里町公の施設における指定管理者の指定でございますが、公の施設の名称といたしまして、特産品直売センターかつらであります。指定管理者は、城里町大字御前山37番地、株式会社桂ふるさと振興センター代表取締役上遠野 修でございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第81号の4をご覧ください。

議案第81号の4 城里町公の施設における指定管理者の指定でございますが、公の施設の名称といたしまして、城里町物産センター山桜であります。指定管理者は、城里町大字小勝80番地、株式会社物産センター山桜代表取締役上遠野 修でございます。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上、ご説明させていただきました4議案の城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、指定管理者候補者選定委員会の委員さんによる慎重な審査、ご審議をいただきました結果、適正な能力を有する団体として選定されてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第81号の1から4に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ふれあいの里、道の駅かつら、一括質問でいいですね。いいですか。

○議長（関 誠一郎君） 1から4までの間。

○4番（藤咲芙美子君） 1から4までの。

ふれあいの里、道の駅かつら、山桜については、今までは指定管理ではなかったですね。それで、何で今この道の駅かつら、山桜、ふれあいの里について指定管理にするのかよく分かりませんので、説明してください。

以前、ふれあいの里は何で指定管理になっていないんですかと聞いたところ、ふれあいの里はもうかっているから、重々黒字になっているので今のところは指定管理にはしていないというようなことでした。それから、道の駅かつらについても十分に今行われているということだと思っただけですけども、これを指定管理にする理由はどこにあるのかをお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えします。

施設を管理している担当課としてお話ししますと、全ての施設において今現在も指定管理を行っているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、今までもずっと全ての公の施設に町から資金出していたということですか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続きご質問にお答えします。

令和2年度の指定管理の状況を申し上げますと、健康増進施設ホロルの湯に、5年間の

うち今年が最終になるんですけれども、4,000万円ほど支出をしてございます。それと、野外活動センター、2つの施設がございしますが、ふれあいの里とグリーン桂うぐいすの里、それに780万円。それと、今年の3月にもお認めをいただきましたが、今年度につきましては城里町七会町民センター、これに2,230万円ほどで管理のほうお願いしてございます。それと、物産センター、直売センターかつら、山桜につきましては、指定管理でお願いをしておりますけれども、町からの管理料の支出はないという状況でございますので、全ての施設において今現在は指定管理でお願いしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 理由になっていません。何でこれを指定管理にするのかをお聞きいたしております。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと誤解を解くために申し上げますと、既にこの今回議案となった施設はもともと、もう10年前からずっと指定管理制度が導入されているということです。指定管理制度を導入するメリットとしましては、歳入と歳出等を役場が直営でやると全て計上しなければいけないんですが、指定管理、物の例えば仕入れをするときとか、物を売ったり買ったりするときに、そういった営業活動するときには仕入れと販売を指定管理者の裁量でできるということで、機能的な営業ができるということで多くの自治体におきまして販売行為を行うような施設については指定管理者制度が活用されているものと思っております。近隣の道の駅等でも役場直営というのはほとんどなくて、温浴施設とか道の駅施設というのは基本的に指定管理者制度のもとで請け負った会社はその判断でもって仕入れと販売を行って施設を運営していくのが効率的と考えられるものと考えております。

○4番（藤咲芙美子君） 理由になっていないです。かつらと山桜についての……

○議長（関 誠一郎君） ちょっと待ってください。

ここで5分、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

藤咲さん、よろしいですか、次進んで。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

14番小坏 孝君。

○14番（小坏 孝君） これ、公の施設の指定管理で、今まででしたら指定管理の書類で指定管理のやつ、この間議会運営委員会でもお願いしたんですけれども、今日、その

応募した資料は今まで配付されておりましたので、何で今回配付されていないのかなという感じがしておりますので、全部それ配付してくださいということをお願いしてあったんですけれども。あと1点、議案第76号で使用料の手数料の変更届があるもので、そういう変更届があるから公の施設で減免したり、そういうやつの年間の金額を、どこの施設が幾らというのを、それを財政課長をお願いしていたんですけれども、なぜそういうのが出されないのかな。それ、提出させてもらっていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 公の施設の指定管理者の申請書の件であるかと存じますけれども、これにつきましては指定管理者候補者選定の要領がございまして、その中で申請者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないというような規定がございまして、そういったことから申請書がそれに当たると判断させていただきまして提出はさせていただかないということでご理解のほうをお願いしたいと存じます。

また、これまでも提出はしてございません。ご理解のほどお願いいたします。

また、使用料の無料、無償の使用料分をご報告ということもございましたけれども、これも今回の議案に関連するものではございませんので、提出のほう今回は控えさせていただきたいと存じます。ご了承のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の答弁からいくとちょっと全然納得しないんですけども、前回の指定管理でやったときなんか、要するに理事の、法人登録の理事の期限切れたやつなんかも全然、辞めた役場職員だの辞めた議員だの全部添付して、そういうので議会をお願いして書類が出ているわけなんですけれども、それが今まで出ていないなんて、そういうの初めてのような話はしないでほしいと思う。

それで、あとはやっぱりこれ使用料手数料、条例の一部改正するみたいですから、そういう形で、関連で、そういう施設の、町がやっぱり公に210条の、予算に上げなくちゃならないあれと歳出に上げなくちゃならないものを減免して収入や支出にするべきだと思うので、それもやっぱり手数料のこの一部変更に伴って言っているわけでありますので、ぜひ資料として出していただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 次の機会のほうに検討させていただきたいと存じます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） ただいま小坪議員のほうからありましたけれども、この間議会運営委員会で資料、つまりどういうビジネスをやるんだと、どういうような事業をしていくのと、その資料はありますかと言って、ありますと。出していただけませんかというこ

とで議会運営委員会で決定したんですが、これ議運の委員長とか議長には報告はしているんですか、出さないということは。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 先日、議運のときなんですけれども、小坪議員さんのほうから前回資料の提出が5年前にはありましたということだったんですけれども、こちらで確認しましたところ、そういったこちらの申請書につきましては提出をしたことはないということでした。それで、こちらの公表規定を確認いたしまして、それで今回は資料の提出ができないということで。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） そんな話聞いていないんですよ。議会運営委員会で決められてお願いしたことを、議会運営委員長及び議長には報告はされたんですかと聞いたんです。既に、いつご報告されたんですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 議会の運営委員長さんのほうにはご了承のほうをいただいていると存じます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） すみません、議会の運営委員長にお聞きしますが、それは承諾しているということよろしいんですか。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

○議会運営委員長（阿久津則男君） 承諾というよりは、ただいま、私直接財務課長とはお話しておりませんが……

〔「議長、暫時休憩でやりましょうよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 答弁もらってもいいですよ。

○議会運営委員長（阿久津則男君） 町長からは確かに電話ありました。今財務課長が説明したような文面を、お言葉をいただいたんで、そういう理由があるんじゃないだろうと、私はそう言いました。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） ということは、今回提出者、理事長、社長及びそういった町長自ら文書を出さないという結論を出したということですよね、最終的には。事業、ビジネスをやる上でどういう内容を、どういうふうな仕事をやるんですかということを確認させていただかなければ何の議論ができるんですか、これ。

○14番（小坪 孝君） そうだ。受ける人が根回しして……

○8番（河原井大介君） 提出者が先に資料を出しませんなんていう、これ暫時休憩してください。

○14番（小唄 孝君） おかしい。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、ここで暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時46分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの質問において、町長ですか財務課ですか。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

繰り返しますが、誤解を解きますが、これまでも、5年前のときもそうでしたし、指定管理申請書というのは今までも議会には出しておりません。そして、指定管理の申請書につきましては、民間の方も含めて10人の審査員の方々に指定管理申請書をお見せしまして慎重なご審議をいただいで決定していただいでいるところでございます。また、開発公社のこれまでの経営等につきましては、毎年議会に対しまして経営の計画書とか、それから決算書、事業報告書等を議会のほうに報告しているかと思えます。

今回の議案の審議をいただくに際しまして何か説明書類が必要なんではないかというようなご指摘もございますので、指定管理申請書そのものではなくてちょっと全体的な方向性を示すようなものを何か考えたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

14番、小唄 孝君。

○14番（小唄 孝君） 非常に納得いかないんだけど、前回アツマーレ、指定管理で芝の管理やったときに法務局の台帳の理事のやつだの、その前にいろいろ出しておいて、切れたような理事の役場にあったやつを出したなんて、言っていることがおかしいんだよね、個人情報保護法だったらあの理事の一覧表だの何かも、前回、うちから持ってきてちょっと見せてあげますけれども、やめた議員さんだの辞めた役場職員だの載っているやつが、開発公社に聞いたら役場にあったやつで指定管理資料、開発公社が出してなくて役場にあった書類を出して指定管理受けたんですよなんて言われて、それで古い資料なんか出しているから、そういうこと聞いているから、今度は生きのいい、新しい、本当にやる気に見えるような指定管理の応募したやつを私は見たいと思ったんだけど、非常に、前回は役場がつくって、役場にあった法務局の台帳が古いやつなんか出されているけれども、それ出せないと言うんだったら、その資料を持ってきて後で見せますけれども、そういう個人的に情報だ情報じゃなくて、あのときだって辞めていった議員さんに承諾も取っていないし、やめた役場職員にも承諾を取っていないで議会に提出した経緯があるし。

先ほど本当に開発公社が契約どおりに、契約書どおりに、井上課長、聞いていますか。契約書どおりで3か月で11回、人数が20名、補欠5名を入れて、それで13名のときには15

名が請求できる、そういう形で契約をしたにもかかわらず、開発公社の一方向的な請求によって金が払われているのよ。副町長、契約書どおりにいったらばあの金額はあり得ないのよ。払うほうの立場として、きちんと契約書どおりに基づいて、契約書の内容には適正に調査し、金額の誤りがあるときには訂正をすると、返金をするという契約書があの中に書かれているんですよ。介護予防の契約書の中に。それで、3か月で11回、それが29年度には半年しかやらないから14回やりましたなんて開発公社で言って、3か月で14回やりました。11回って決まっているやつを14回やったからって行って金の請求をして、29年度に130万払っているようだけれども。当初、町長の要望であったけれども、予算を取ろうと思ったんだけど、当初は29年度の予算全然、介護予防の予算は取っていないのよ。それなのに、あの介護予防事業が予算も取っていないで議会の議決も取っていないのに130万の支払いをしていると。そんで、払えば払ったでいいんだよ、私が決算書一生懸命調べた中に130万の支払いの根拠が示されているようなやつがちょっと私見当たらないのよ。予算も取っていないけれども決算も取っていないの、29年度には。30年度には二百六十何万という、開発公社も一生懸命事業やって二百六十何万やったのよ。だけれども、30年度はちゃんとやったけれども、31年度に、先ほど言ったように3か月で11回、それで1クールって入っているのよね、1日1回。人数は20名、予備に5名を取っておくと。そういう形でいってやれば、それで計算すればあの金額にはいかないのよ。

それで、ホロルの湯で保険が18万、介護予防に請求しているけれども、あの総合保険は保険の中にサウナと公衆浴場での事故のみ支払いますという、年間八十何万の契約書が書かれているの。だから、プールでけがしても出ない、介護予防でけがしても出ない、そういう保険に入っていて、開発公社が18万円の請求をしている。八十何万の請求でいくと、1人5円の請求にしかならないの、人数からいくと。そうすると、5,000円足らずにしかならないのよ、1年間やったって、あれからいくと。

そういう形で、以上で終わります。後で訂正しましょう。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 話がいろんなところに飛んでいるので、ちょっと全部答弁し切れないかも知れませんが、事実と異なることを断言的に言うのをちょっと大変心苦しく聞いておりました。例えば、最後に出た保険の話ですが、ちゃんと健康体操の会場で起こった事故に対しても保険は効きますし、保険金も実際支払われております。ですので、完全に事実誤認でございますので、よく一つ一つ確認してご発言をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 今の話、ちょっと今の話は置いておきますけれども、まとめますと、向こう5年の指定管理をする上でどういうビジネスをやっていくのかということを持た聞いているだけなんです。どういうふうに、今年例えばホロルの湯だって1億円の

赤字出るわけですよ。税金がぶち込んでいます。だから、来年度以降は同じような経緯の中でどういうふうにやっていくのかというようなアイデアとかものとか方向性とか、そういうのを見せていただけませんか、示していただけませんかと言っているだけなんです。個人情報をくれと言っているわけじゃないんです。内容を確認しているだけです。その文書が出ないというのが、なかなかあり得ない話で、通常あり得ないので、できればそこから辺は善処していただきたいなというふうな思いです。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 財務課か、町長か。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 先ほどの答えとあれですが、特定指定で1社だけやったときと違って、公募で行ったとき、今回行っていますが、公募に対して指定申請書を出して、10人の審査員の方々にきちんとその資料を審査していただいて、そして今回決定をいただいているわけですが、その公募に対する申請資料につきましては、先ほど、公募要項で定められているとおり営業上の様々な問題がありますので、そのまま出すことは差し控えたいと思いますが、議会の皆様方に何らかの説明資料をつくりたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 公の施設における指定管理者の指定というのは、運営とか方針とか内容、こういうものはオープンに開示しなければならないことなんではないんですか。何でそんなに隠さなくちゃならないんでしょうか。私そこが知りたいんです。何でオープンにするべきものをオープンにできないというのがよく納得できないんですが。こういう指定管理でというのは、町民からのお金、財源は使っているわけですよ。それなのに、何でそれがオープンにできないんだろうかということがよく分かりません。オープンにしてこそ、初めてしっかりとした指定管理業者としてこちらから選ぶということができないのでしょうか。ちょっと納得できません。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） その他の入札とか提案型の審査とか、そういったときも基本的に審査結果は開示しますが、審査資料というのは開示しないのが通例ではないかと思いません。それは、競争上の不利とかいう言葉がありますが、それがほかの業者に流れたりすると競争上の不利益につながりますので、審査員の方にご審査いただいて、その結果を議会に報告してご承認をいただくというふうなことだと思います。過去も、5年前に一斉に指定管理の変更を行ったときも指定管理申請書を出すということはありませんでした。最近、本当に過去出さなくてもよいとされた資料が出さないと審議できないということになって大変、コロナ等で多忙を極める中、さらに事務手続が複雑になって本当に苦しいところがありますが、議会の皆さん方から大きな方向性を理解していただくようにそういった説明

資料を、説明をまたしたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 審査資料、詳細を出せっていうのも一つあるのかもしれないんですけども、それが出せないんであれば指定管理者としてこういう方針でやります、こういう内容ですというようなマニュアルとか、そういうようなものは提示できますよね。それで、マニュアルだけじゃなくて、やっぱり今後このような指定管理になったときにどのような運営をしていくというような概要は全て、このホロル、ふれあい、町民センター、道の駅かつら、山桜にしても全て出せるんじゃないかと思うんですけども、出せないんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 建設的なご議論いただいたと思うんですけども、その指定管理申請書そのものになりますとこのファイル1冊以上になるものですので膨大になりますが、そういった概要、方向性を示すようなものについてちょっと検討したいというふうに思います。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいま町長のほうからホロルの湯でけがをしたときに保険料は払ったと言われましたけれども、払っているんですね、保険料。保険料をもらっているか。

○町長（上遠野 修君） ですから、事故に対してお支払いして保険会社からちゃんといただいているということです。

○2番（加藤木 直君） 保険は下りているんですよ、一般の方に。けがしたときに。

○町長（上遠野 修君） もちろんです。

○2番（加藤木 直君） ちゃんと下りているということですよ。

○町長（上遠野 修君） 下りています、はい。ですから、保険はちゃんと適用されています。

○2番（加藤木 直君） それはどうでもいいです、正直言って。あの18万円の請求されている根拠がない、根拠。ただいま町長言われた保険料がけがしたとき下りましたよというのは、それは一般的にあそこに来場する方が払っているもの、これは入場料の中に含まれていますよね、そうですね、入場料に含まれていますよね。改めて保険料で払うんですか、あそこに行った場合。入場料に含まれていますよね、違うんですか。違いますか。そうか違うか言ってください。もし入場料に含まれているならば、介護予防運動であそこに行った人も入場料払っていると思うんです。あのパンフレットには410円だったかな、払うようになっていきますから。そうしますと、個人個人で保険料を払っているのにもかかわらず、事業として18万円を今度は役場のほうに請求して、役場は国庫補助と、国庫のほ

うからこれだけ使いましたともらうというのは、これは適正な請求じゃないんじゃないですか、18万円。18万円の根拠を教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 仕組みをちょっと根本的に誤解されていると思います。要は、例えば同種の元気はつらつ教室とか、ほぼ同種の健康体操があります。それで、恐らくその事業者さんも元気はつらつ教室やるのに事故があつたらいけないと思って保険とか入っているかもしれません。あるいは、いろんなほかの公共事業を受注するとき、その仕事を遂行するのにいろんな保険に入ったり材料費がかかったり人件費がかかったりコストがかかっているかと思います。そのコストが幾らであったかということは、通常委託費の支払いのとき問われなと思います。それは、委託費の金額とコストが完全に一緒だったらどこの会社も一般管理費が出せなくなって倒産しちゃうと思います。公共事業で。それはあくまで目安で、積算根拠としてこれぐらいコストがかかるんじゃないかというのは発注者側であるかもしれませんが、それと受注者側で実際幾らかかったかというのはその受注者側で積算したコストどおり仮にかかっていたから不正だとか何とかって、そういうことは全くないと思います。

開発公社側のコスト計算というのは、どこの会社もそうかもしれませんが、配分計算を行っていますので、例えば電気代がこの事業のために幾らかかったかって電気代の請求書に色が着いているわけじゃなくて会社の中で配分計算するわけですよ。この電気代のうち幾らはこの事業に負担してもらおうとか、様々な、そういうの配分計算していくんですけども、どういうふうに原価構成を判断して各事業に配付していくかというのはそれぞれの事業者の考えでありますので、その配分計算について適切であるとか適切でないとかということは全く法令上も関係ないことだと思います。

○14番（小坪 孝君） 配分計算の保険なんていうのはあるのか。

○町長（上遠野 修君） 委託や工事をやったときに受託した委託会社、工事会社に、あなた原価、この事業のためにどれだけ原価かかったのかということの詳細に報告を求めて、その原価が自分たちが思っていた原価と原価構成が違っていたから不正なので委託費払えませんということにはならないです。ですので、問題は委託費全体が結果として1人当たり割高であるとか割安であるとか、そういった結果は確かに評価されるべきかもしれませんが、ほかの、健康体操の1人当たりの単価等と比較して決して開発公社で受託している事業は1人当たり単価として割高ということではございませんので、適切な単価で行われていますから、そこは問題がないということでご理解いただきたいと思います。

○2番（加藤木 直君） 何言っているかちょっと分からないんですけども、ただいま町長が二、三分お話しされましたけれども、多分官僚の方は全然分からないと思うよ、何を言っているか。補助事業って実際にかかったものを、客観的資料があつて、領収書があつて、コスト云々じゃない、そういうのは。やったことがないのに分かるわけがないだろう。

今言ったのも誰も多分理解していないと思うよね。職員の方で理解されている方はおりますか。みんな分からないですよ、誰でも言ってますよ、いつも。みんなそう言っていますよ。そういうの、コストダウン何だのっていろいろ言葉並べて話しても一般の人は理解できない。一般の人はですね。ですから、補助事業はあくまでもシンプルに、使ったものをこれだけ、その客観的資料はこれですよと領収書があつて初めてそれは請求されるものであつて、そんな霞が関に言い訳したつてももらえるものももらえないよ、そういうこと言っていたんでは。だから、いまだに4,000万もらえないんだよ。補助金と助成金の違いが分かるのか、本当に。

○14番（小唄 孝君） 勘違いしているよな。

○2番（加藤木 直君） 18万円の保険料の件に戻りますけれども、これはやっぱり使っていないものを、実際に使ったとしても85万6,000円ですよ、あそこ年間保険料が。そうすると、20万人来ても5円か6円、せいぜい。そうすると、1,000人来ても5,000円か、せいぜい6,000円ですよ。それが18万円というのは何事だと。これはちょっと考えられない。

それと、ホロルの湯が、開発公社からの事業を行った後に届出がありますけれども、事業完了報告ですね、これも履行期間が全く違う。実際は元年の仕事でもその前の30年の日程になっていたり、ああいったものは、ちゃんと課長にも言ってありますけれども、これは訂正しておいたほうがいいと。補助事業で国から何かあったときにこれ指摘されますので、こういった事務的な部分の整備もよくやっていただきたいなというふうには課長には言っておきました。ですから、18万については根拠がない、いかにも補償しているんだからいいというようなことではないですよ、これ。補償じゃなくて、あくまでも国に請求しているのがちゃんとした数字かどうかというのを私は言っているんです。これ嘘でしょう、18万というのは。保険料が18万なんてぴったりなるわけがない。しかも、始めの予算と全く一緒の実績が18万。予算18万に対して保険料18万なんていうことはあり得ないでしょう、これ。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 全く問題ない資料ですので、国に対しては一体、ちゃんと介護予防事業をやって委託業者に幾ら払ったかというところがきちんとしていますので、その委託業者の中でコスト構成がどうなっているかというのは、開発公社ですから皆さん方いろいろおっしゃいますが、しかし、そういうものというのは本来役場としてそこまで口を出せるところではないというふうに思います。

○8番（河原井大介君） 出すよ。出すに決まってるだろ。出さないわけにいかないだろ。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

14番小唄 孝君。

○14番（小唄 孝君） ちょっと、聞いていてちょっと残念だなと思うんだけど、

介護予防のやつでちょっと町長、ちょっと説明おかしいと思うんだけど、参加者から410円の保険料込みの入場料と、私が聞いているのは入湯税、参加者に払ってもらっているというのと、あと保険料を払ってもらっていると言っているのに、それ町が18万円を請求されたからって、1人3,000円の契約なのよ。町長、あなたは請求しているほうだからね、あなたは請求しているほうなんです。

副町長、よく聞いてください。要するに、1人3,000円の契約で保険料を18万円取ってれば、その保険料の入場者と町からの二重取りでしょう。二重取りでしょう、開発公社が。町から18万円もらって、あと参加者から410円もらっているんだから。だから、410円もらっている以上は町に18万円の保険を請求するのは二重取りになるから、それはまずいよって私は言っているの。それを聞き入れない町長側のほうで、副町長、契約どおりに請求してください。

そういうのでいくと、さっき言ったように、話が長くなるから終わりにしますけれども、非常にそうやって、保険料だって二重払いなのよ。案分しているなんていう、そういういい加減なやつで町の財産が、予算が今年は二百何億になっているけれども、最後には270億ぐらいになっちゃうなんて、それが何、そういう案分だとかいい加減な予算組みで課長らやっているんですか、そういう答弁聞いたら本当。案分でやっているんだなんて言っている、町民が怒ると思いますよ。聞いている課長らだっけがっかりだと思うよ、そういう案分だとかいい加減な予算でやっているんだ、支払いやってんだなんて。副町長、あなたは金払うほうの代表者なんだから、何で請求するほうの町長に顔立てて、契約書どおり払うことをここで皆さんに誓ってください、終わりにするから。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

○副町長（仲田不二雄君） 保険料なんですけれども、ホロルの湯に入場する保険とその教室の中で……

〔「施設、総合保険で一緒になっている」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坪 孝君） 教室。

○副町長（仲田不二雄君） また、教室の際の……

○14番（小坪 孝君） あんたは全く間違っただけ言っている。

○副町長（仲田不二雄君） いずれにしても、請求には十分精査して、今後支払い確認してまいりたいと考えて……

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） あなたの答弁ちょっとおかしい。

18万円がどこかの保険屋さんに入っているならば、その介護予防の保険で18万円を損保ジャパンに払っているならば何とも言わないのよ。それが入場者と、年間25万人のお客さんと介護予防の人が一緒にその保険を使っていますというから、25万人に対して八十何万という1人5円なんです、大体、4円。1円余計にやっただけ、手数料やっただけ

5円なの。5円というと、あの人数からいくと運動に参加して払える金は町で払うとしたらば5,000円くらいなの。それが入場料410円払っているんだからね、参加者は410円。大きな勘違いをしているのよ、入場料410円払っているの。二重取りなの、保険料を、開発公社が。18万円と410円の中には保険料が含まれているんだから、支払うほうのあなたがしっかりしないからこういう騒ぎになっているんだよ。またしゃべると、また長くなるよ。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 保険料の二重取りはありませんので、小坪さん、その400円の中に入っていると言いますけれども、施設全体で保険料を払っているわけですが、その保険料をどういうふうに配分するかというのは、当然危険性とかリスクに応じて変わらなうんです。例えば、全然事故が起こる可能性が少ないところに対しては保険料の負担は少ないでしょうし、逆に健康体操のように、高齢者が体操するわけですから転ぶリスクが非常に高いわけです。転ぶリスクが高いところについては、その全体の保険料のうち、より多くを、会社としてはその部門が配分しているというふうに計算するというのは、これは二重取りということではなくて、それは一つの保険料をどの部門に負担させるかという判断ですから、二重取りも何も発生はしていません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長、あなたそういうこと言っていて、社長だというのは本当に残念なのよ。あの八十何万の領収書の中には、よく聞いてください、あの保険はサウナ風呂と公衆浴場しか入っていないのよ。そういう領収書が私のところにあるの。小林課長だって確認したし、させているから分かると思う。担当課だって分かると思う。分からないのはあなた、町長1人だよ。指定されているの、サウナ風呂と公衆浴場、2つだけに八十何万の保険料は限定されているんだよ。分からないなら後で、昼休みに見せてやるから。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） そこが誤解でして、その保険で確かに健康体操にもちゃんと適用されていますんで。じゃ、後で誤解解きましょう。

○14番（小坪 孝君） 何で適用されているの。

〔「進行しようよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 執行部に申し上げますが、今各議員から質問がありました内容の中で文書で出せるものは速やかに提出をお願いしたいと思います。

ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第82号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第82号 令和2年度城里町一般会計補正予算書をご覧願

います。

議案第82号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,951万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ152億9,235万2,000円とするものです。

第2条につきましては、債務負担行為の補正を行うものです。

第3条につきましては、地方債の補正を行うものです。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。規定額に770万2,000円を追加するものです。主なものは、総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金351万9,000円を追加し、衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金401万8,000円を追加するものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。規定額に131万1,000円を追加するものです。農林水産業費県補助金で儲かる山地支援事業補助金を追加するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。規定額に4,802万6,000円を追加するものです。財源調整のため財政調整基金繰入金を追加するものです。

22款諸収入、3項貸付金元利収入であります。規定額に50万円を追加するものです。高額療養費貸付金返還金を追加するものです。

22款諸収入、5項雑入であります。規定額に667万5,000円を追加するものです。主なものは、町村会事業推進交付金300万円を追加し、多面的機能支払交付金実施期間満了に伴う返還金352万5,000円を追加するものです。

23款1項町債であります。規定額に5,530万円を追加するものです。総務債で、橋梁長寿命化修繕事業520万円、放課後児童クラブ施設整備事業4,010万円の増により合併特例事業債4,530万円を追加し、土木債で皇都川ほかの河川浚渫工事により緊急浚渫推進事業債1,000万円を追加するものです。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出になります。

1 款 1 項 議会費であります。規定額から3万円を減額するものです。人件費を減額するものです。

2 款 総務費、1 項 総務管理費であります。規定額に2,244万9,000円を追加するものです。主なものは、一般管理費で人件費2,715万8,000円を追加し、財産管理費及び企画費で人件費501万2,000円を減額するものです。2 項 徴税费であります。規定額から110万円

を減額するものです。税務総務費で人件費を減額するものです。3項戸籍住民基本台帳費であります。規定額から62万5,000円を減額するものです。社会保障・税番号制度対応に伴う住民記録システム等の改修費用104万5,000円を追加し、人件費167万円を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。規定額に105万6,000円を追加するものです。主なものは、高齢者福祉費で介護保険特別会計保険事業勘定繰出金63万5,000円を追加し、社会福祉総務費、国民年金費及び後期高齢者医療給付費で人件費を減額するものです。2項児童福祉費であります。規定額に4,875万6,000円を追加するものです。主なものは、児童福祉総務費で放課後児童クラブ施設整備工事費4,215万7,000円を追加し、保育所費で令和元年度子ども・子育て支援交付金交付額確定に伴う返還金603万9,000円を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。規定額に296万8,000円を追加するものです。予防費で、新型コロナウイルスワクチンが供給可能になった際に速やかに予防体制を整備するため、通信運搬費151万8,000円及びシステム改修委託料250万円を追加し、保健衛生総務費及び環境衛生費で人件費を減額するものです。2項清掃費であります。規定額から28万円を減額するものです。塵芥処理費及びし尿処理費で人件費を減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。規定額に919万1,000円を追加するものです。主なものは、農業総務費で農業集落排水事業特別会計繰出金460万5,000円を追加し、農業振興費で農家等に対し規模拡大や品質、生産性向上を図る機械、設備の導入に係る補助金131万1,000円を追加するものです。

6款1項商工費であります。規定額に3万6,000円を追加するものです。商工総務費で人件費を減額するものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。規定額に310万1,000円を追加するものです。土木総務費で人件費を追加するものです。2項道路橋梁費であります。規定額に1,690万円を追加するものです。道路維持費で町道維持補修に係る工事費1,140万円を追加し、橋梁維持費で橋梁長寿命化修繕計画に伴う補修工事550万円を追加するものです。3項河川費であります。緊急浚渫推進事業債の追加に伴い財源内訳を補正するものです。4項都市計画費であります。規定額に343万7,000円を追加するものです。都市計画総務費で、都市計画道路変更、廃止、法定図書を作成する委託料348万7,000円を追加し、人件費を減額するものです。5項住宅費であります。規定額に358万1,000円を追加するものです。住宅管理費で主なものは、公営住宅電算システムサーバー入替えに伴う委託料23万1,000円及び那珂西住宅駐車場整備工事330万円を追加するものです。

4ページをご覧ください。

8款1項消防費であります。規定額から35万円を減額するものです。非常備消防費で人件費を減額するものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。規定額から53万4,000円を減額するものです。事務局費で人件費を減額するものです。2 項小学校費であります。規定額に590万7,000円を追加するものです。主なものは、学校管理費で石塚小学校プール解体工事に係る実施設計委託料237万6,000円及び沢山小学校空調機更新工事129万8,000円を追加するものです。3 項中学校費であります。規定額に436万9,000円を追加するものです。主なものは、教育振興費で中学校学習指導要領の改訂に伴い、教師用教科書及び指導書購入費用412万7,000円を追加するものです。4 項社会教育費であります。規定額から9万4,000円を減額するものです。主なものは、公民館費で常北公民館体育室照明電球交換37万円及び高久区集落センター修繕に伴う補助金26万6,000円を追加し、社会教育総務費、コミュニティセンター費及び図書館・資料館費で人件費を減額するものです。5 項保健体育費であります。規定額に77万6,000円を追加するものです。体育施設費で社会体育施設の照明電球交換38万3,000円及び交換工事54万3,000円を追加し、学校給食センター費で人件費を減額するものです。

続きまして、5 ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正であります。

1 行目の、広報しろさと印刷製本業務、限度額270万円から、6 ページの城里町営住宅修繕委託業務、限度額2,600万円までは年度開始前の事前準備等が必要な業務を追加するものです。

7 ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。

上段の追加の緊急浚渫推進事業につきましては、皇都川ほか河川浚渫整備事業1,000万円を追加するものです。変更の合併特例事業につきましては、橋梁長寿命化修繕事業520万円、放課後児童クラブ施設整備工事4,010万円の増によりまして4,530万円を追加し、限度額を変更するものです。

以上が議案第82号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第8号）のご説明ですが、詳細につきましては8 ページから23ページの事項別明細書、給与費明細書及び議案第82号説明資料となっております。ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第82号に対する質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 7 ページの地方債ですけれども、緊急浚渫推進事業に1,000万入っています。これは、わざわざ借りたんでしょうか、それとも交付金ではないんでしょうか。何か、どこをやるんだろうか、ちょっとどこの工事なのかをお聞きいたします。

それから、15ページの農業水産の儲かる産地支援事業補助。これについて、少し説明をお願いいたします。

それと、それだけかな、取りあえずそれだけ説明してください。お聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

7ページ、緊急浚渫事業の追加の件でございますが、浚渫に関しては令和2年度当初予算において1,000万既に予算計上しておりますが、今回の追加の件については国のほうで昨年度の台風により多大な被害が全国あったところですが、国において緊急的に川の中の土砂、土砂があちこち堆積しているわけなんですけれども、河川の水がスムーズに流下するように河川断面の中の土砂を撤去する事業について国の事業で5か年計画で認められるものが創設されたものに伴って、分かりやすく言うと財源の入替えに近い形状になっています。

場所については、先ほど財務課長のほうからも説明ありましたが、町で管理している河川になりまして、皇都川、新道川とか、町の中で河川として管理している路線がかなりあるんですけれども、その中の一部を撤去する工事について全て緊急浚渫事業債のほうを使用するというところでございます。位置については、ちょっと多岐にわたるものがありますので、資料についてはこの後でも都市建設課のほうで一度見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

15ページの農業振興費、負担金、補助及び交付金の儲かる産地支援事業費補助でございますが、131万1,000円。これにつきましては、歳入項目10ページのほうに県支出金の農林水産業費県補助金、農業振興費補助金のところに同額が計上されてございます。こちらにつきましては、県単事業となりまして、県3分の1、受益者のほうが3分の2補助ということで、町の会計を通して申請人のほうに交付するというような内容になってございます。今回購入する予定のものは、お茶の管理機械ということで、古内茶生産組合の方が購入されるものでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 放課後児童クラブの施設整備工事（追加分）ということなんですけど、これはどういった工事でどういった内容なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

追加工事と言いますのは、本体工事そのものでございます。当初、令和2年度の当初で

見込んでいた予算が設計後不足しているというようなこともあります。今年度につきましては、石塚開放学級と常北小児童クラブの2施設を予定しているものですから、そちらの施設分の本体工事追加分となります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○8番（河原井大介君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 5ページなんだけれども、予算委員会でも決算委員会でも言われているように、詳細な説明、これ、金額等々分けて、大雑把にこれ、指定管理者じゃなく、大まかに金額だけ入れて指定管理料受けるように私は見受けられるもので、これはきちんと何に幾ら、予算の説明書と同じでやっぱりきちんと分けた説明をきちんと出してください。これ、七会の町民センターなんていうのは1億1,100万円の指定管理料なんて、これ何に使われるんだかちょっと、判断がちょっとしかねないもので、その他、ほかもそういう感じでありますので、きちんと説明入れて、金額も細かく分けて説明してください。資料をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） では、答弁はよろしいですか。

○14番（小坪 孝君） いいです。

○議長（関 誠一郎君） 資料を後で提出ということで。執行部、よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 今の小坪議員と同じなんですけれども、5ページのこの債務負担行為の補正の中で、14項目ありますけれども、現状より増額しているものがあつたら教えていただきたいんですが。細かい資料は後で出るんだと思うんですけれども、この14項目の中で増額したというものがあれば、どれとどれがされているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） こちら、債務負担行為補正のほうなんですけれども、若干上がっているものもございまして、申し訳ありませんが、後ほど増加分等について詳細のほうをさせていただきたいと思います。ご了承のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 上がっているのってどれだか分からないんですか、今。増額したものは。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 去年の12月議会に出した予算書と比較すると分かると思うん

ですが、ちょっと今去年の12月の予算書が手元にないので、正確に確認してまたお知らせしたいと思います。議員各位も、できれば、去年と同じ項目が大体出ていますので、同じような表現で出てきていると思うので、見比べることは可能かなとは思っています。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） では、先ほどの小坪議員と同じようなことで、文書のほうで回答はいただけるということですよ。

あと、もう一つだけちょっと質問したいんですけども、補正予算の予算の概要のほうの2ページの17番の中学校の教師用教科書、指導書購入事業、この412万7,000円ですかね。こちらのほう、これ多分指導要領の改訂の通達か何かできたんだと思うんですけども、これはやっぱりあくまでコロナ禍に伴う改訂なのか、普通でしたら当初予算にこういう改定でしたら入るはずだと思うんですけども、この辺のいきさつをちょっと教えていただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいまの猿田議員のご質問にお答えいたします。

教育費、中学校費の中の412万7,000円のうち、備品購入として教師用指導書、教科書の購入ということにつきまして、教科書につきましては、4年に一度教科書改訂を行っております。また、中学校に関しましては令和3年度より教科書が変更になるものとなっております。併せて今回国の教育指導要領が中学校は令和3年度から全面開始ということになりまして、それに合わせた教科書を購入することになりまして、教師用の教科書並びに指導書を、来年3月以降に使うものを今年度末に購入したいということで補正予算を上げさせていただきました。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○3番（猿田正純君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今のその債務負担行為ですか、常北保健センターのトレーニング指導でということなんですけれども、これは現状としてトレーニングの、保健センターの指導、指導料って年間幾らお支払いになっていましたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

ただいま手持ちの資料がございませんので、この後ちゃんとしたものを調べた上でお示しさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 財務課長に一言申し上げます。

この債務負担行為については、今年度からまた5年間という形の開発公社の件もありますし、やはり昨年の部分の債務負担行為、今度新たに作る債務負担行為、これは頭に入れておいて、資料を自分でもって説明できるように、よろしくをお願いします。

続いて、議案第83号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第83号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をご用意いたします。

議案第83号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,306万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億2,673万4,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入についてご説明いたします。

4款1項県補助金であります。規定額に2,306万6,000円を追加するものです。保険給付費等交付金のうち、普通交付金を2,300万円、特別調整交付金を6万6,000円追加するものです。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。規定額に6万6,000円を追加するものです。国保オンラインシステムにコロナウイルス関連の改修を行うものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費であります。規定額に2,300万円を追加するものです。給付費の増により追加するものです。

以上、令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから4ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、5ページをご覧ください。

令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,327万9,000円とするものです。

6 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款診療収入、1 項外来収入であります。既定額に80万円を追加するものです。歯科の外来収入の増を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

2 款1 項医業費ですが、既定額に80万円を追加するものです。歯科の衛生材料費の価格上昇により医薬材料費を組替えし、消耗品、歯科技工委託を増額するものであります。

以上、令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、7 ページから8 ページの歳入歳出事項別明細書及び議案第83号の説明資料をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第83号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第84号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第84号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ54万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億8,151万5,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入になります。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、規定額に26万4,000円を追加するものです。主に、介護保険事業費補助金の増によるものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、規定額に363万6,000円を追加するものです。介護給付費支払基金交付金の増によるものでございます。

5 款県支出金、2 項県補助金、規定額から19万円を減額するものです。地域支援事業交付金の減によるものでございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、規定額に33万3,000円を追加するものです。主に、介護保険事務処理システム改修に伴うものでございます。同じく、2 項基金繰入金、規定額から367万円を減額するものです。介護給付費支払基金交付金の増に伴い、この分につきまして減額するものです。

3 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、規定額に60万5,000円を追加するものです。介護保険事務処理システム改修に伴うものでございます。同じく、2 項徴収費、規定額に4万9,000円を追加するものです。通信費等を増額するものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、基金交付金の増に伴いまして財源調整を行うものです。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、規定額から11万円を減額するものです。地域包括支援センター人件費対応する部分を減額するものです。

以上、令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきご説明させていただきました。詳細につきましては、4 ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(関 誠一郎君) これより、議案第84号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 誠一郎君) 続いて、議案第85号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長(皆川尊志君) 議案第85号をお開き願います。

令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案書1 ページをご覧願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,457万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,235万1,000円とするものです。地方債の補正につきましては第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものです。

2 ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

7 款諸収入、1 項雑入ですが、規定額に897万6,000円を増額するものです。消費税申告により年度間繰越工事分を更正し、29年度分160万1,600円及び30年度分485万2,500円の還付となり、元年度は消費税の確定により中間納付分252万3,500円が還付されたことにより補正するものです。

8 款町債、1 項町債ですが、規定額に1,560万円を追加するものです。増井2区の工事延長に伴い増額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項下水道事業費ですが、規定額に2,457万6,000円を追加するものです。工事代及び新設公共柵工事を追加するものです。

3 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債補正につきましては、流域関連公共下水道事業による借入限度額を1億7,970万円とするものです。

以上、令和 2 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては4 ページからの事項別明細書及び議案第 85 号説明資料、予算の概要をご覧くださいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第85号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） この公共下水で、管渠埋設工事は場所はどこなんですか。補正追加しなければならない理由は何なんですか。当初の予算でできなかった工事だったんですか、お聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4 番藤咲議員のご質問にお答えします。

工事箇所につきましては、本年度重点的に行っている増井地区の工事となります。工事の延長につきましては、国の国費事業を採用しておりますので、設計費の、今年度の設計費を入札かけたときに入札差金がありました。国の事業費を使うために町のほうで工事のほうを延長して工事を行うようになります。

以上でございます。

○4 番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4 番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第86号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第86号をお聞き願います。

令和 2 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,412万円とするものです。
2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金ですが、規定額に460万5,000円を増額するものです。消費税の確定につき、中間納付分として一般会計から繰入金を増額するものです。

6款諸収入、1項雑入ですが、規定額に5万9,000円を追加するものです。30年度消費税繰越工事代の更正申告により還付金が確定したものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項農業集落排水事業ですが、規定額に466万4,000円を増額するものです。29年度繰越工事代の修正申告により支払い分173万2,300円及び令和2年度中間納付分に対する293万800円を増額するものです。

以上、令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては3ページからの事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第86号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第87号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

農業委員会事務局長高瀬浩文君。

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 議案第87号 城里町農業委員会の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてご説明申し上げます。

議案書87号をご覧ください。

議会の同意を得て任命いたします農業委員会委員につきましては、原則といたしまして委員全体の中で認定農業者が過半数を占めることとなっておりますが、今回同意をお願いしております農業委員会委員の候補者は認定農業者が14名中6名しかおりませんので過半数を占めておりません。しかし、農業委員会に関する法律第8条第5項のただし書にあります認定農業者が少ない場合にはこの限りではないということがありまして、6名が認定農業者の委員候補者でありまして、4分の1を占めておりますので、農業委員会等に関する法律施行規則の規定に基づき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者とすることについて議会の同意を求めるものです。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第87号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 単刀直入に聞きますね、教えてください。委員は何名ですか、過半数占めなくてもよい理由は何ですか。それから、役割は果たしているのでしょうか。

この過半数を占めなくても4分の1で可決できるのかというようなことは、役割はどうなんでしょうか。それから、定数を決める条件は何なんでしょうか。これ、ちょっと変更になりますよね、今回。88号から変更になりますけれども、この決める条件は何なんでしょうか。それから、任命基準はどういう基準なんですか。それから、選ぶことによる青年、女性の積極的登用を望みたいんですが、それはできているんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えします。

まず、過半数なんですけれども、これは第8条に、農業委員会等に関する法律というのがあります。第8条の5項にまず、先ほど言いましたように過半数を占めなければならないということで、うちのほうは14名中、農業委員さんの候補者14名です。14名中認定農業者が6名しかおりませんので過半数に達しません。そのために、農業委員会等に関する法律の施行規則の中にありまして、4分の1、農業委員さんのうち認定農業者が4分の1以上を占める場合は議会の同意を得れば農業委員会の委員として任命できるということになっております。

あと、定数なんですけれども、今回14名でございます。今現在も14名でございます。

あと、女性登用なんですけれども、今年是一般公募の方が女性であります。昨年も1名、今年度までも1名で、今後も1名の女性が入っております。

○4番（藤咲芙美子君） 任命基準。

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 任命基準につきましては、法律に基づいてやっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 法律で4分の1でいいということ聞いていますけれども、この農業委員の出なくてもいいという、4分の1の人数しか出ない、14名中6名ということなんですけれども、本当にこれだけでお給料は払っているわけですよね、農業委員としてね。その中で、いや出られないからごめんごめん済むもんなんだろうかと。それで任命が果たされるんだろうかなという、任命じゃなくて役割が本当に果たされるのかなというのをちょっと心配しましたので質問をしたんですけれども、法令で決められているというのではしょうがないのかなと思うんですが、そういうんじゃなくてきちんと、農業委員に任命された委員はきちんと出られて審議できるようにお願いをしたいなと思うところなんです。

それと、青年、女性の積極的登用ということで、ぜひ、農業というのは関わりは女性も男性もございません。女性もしっかりと登用し、青年も登用し、活性化を望んでいきます。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですね。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第88号から議案第101号は本会議に上程される予定でございます。

続いて、議案第102号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第102号をご覧願います。

議案第102号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年度避難所用間仕切り購入に係る事務処理上の管理、監督責任を明らかにするため特別職の給料を減額改正するものです。

主な改正点は、町長及び副町長の給与を令和3年1月1日から3月31日までの3か月間、本俸より10%減額をするものです。

以上、議案第102号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第102号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第102号に対するご質問をお受けいたします。

4番 藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 副町長の現職の給料は幾らになっていきますか。新旧では56万8,000円になっていきますけれども、現在は幾らなんでしょうか、お聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 10%減ですので62万円ぐらいだと思います。正確な数字は、すみません資料を持ち合わせていませんので正確な数字は申し訳ないですけれども、62万円ぐらいです。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩とし、午後1時より報告事項、どうしますか、報告事項、午後から受けますか。では、報告を受けるということで、午後1時10分から開会いたします。よろしくお願いいたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時08分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、健康保険課飯村課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、トレーニング指導委託料予算の件でご質問がございました。本年度の債務負担行為額320万、昨年も同額の320万円でございます。よろしく願いいたします。

○4番（藤咲美美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部におきましては、引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第73号より順次説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） それでは、報告第73号 城里町弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をご覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、東日本大震災による著しい被災を受けた方が援護資金などの貸付けを受けられる期間、こちらの期間が1年間延長されたことに伴いまして町条例施行規則の改正をするものでございます。延長期間は1年間ということで、令和3年3月31日までになります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第74号の説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第74号 城里町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、午前中説明した議案の中の条例の規則になります。内容といたしましては、午前中も一部説明はしておりますが、那珂西住宅において駐車を整備、今年度整備するに当たり、その駐車場に係る駐車場の利用申請や料金についての規則を改正するものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第75号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 報告第75号 城里町民間保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示でございます。

改正理由につきましては、新型コロナウイルスの感染症緊急包括支援交付金事業が整備されたことに伴いまして、町の補助金交付要綱を変更するものでございます。使い道としましては、マスク、消毒液ほか感染防止用の健康衛生備品の購入が対象になっております。このようなものを保育所や民間、認定こども園等の購入に、1施設当たり50万円の補助ができますものですから、その規定を追加するものでございます。全額国負担になります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第76号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第76号についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、城里町元気アップ振興券の事業ということで、7月1日を基準日としまして、住民1人当たり5,000円を配付してきたところでございます。後で、報告85号、86号でご説明いたしますが、第2弾として、同じく住民1人当たり6,000円を配付することで配付をしてございます。その間の7月2日から10月1日までに城里町に移転した、住所を移した方にも5,000円を配付するという内容で、今回一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第77号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第77号 城里町地域公共交通事業新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金交付要綱をご覧ください。

これにつきましては、趣旨のほうでもご説明してありますように、城里町民生活の安心を図るため、城里町民の重要な移動交通手段である公共交通に資する事業者に対してコロナ対策に要する経費を支払うものでございます。対象としましては、路線バスを運営する事業者、それと町内に営業所を有する一般タクシー事業者でございます。それぞれ、感染症拡大防止の備品等、または消毒液等の用品になりますが、それらの物資に補助をするものでございまして、路線バス事業者については200万円を上限に、またタクシー事業者につきましては1台2万5,000円を上限に交付するものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第78号の説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 報告第78号 城里町公共工事前金払取扱要綱の制定につきましてご説明させていただきます。

報告第78号をご覧ください。

建設工事における前払い金制度につきましては、これまで工事のみに適用しておりましたが、国から発出されました公共工事の円滑な施工確保についてにおきまして、測量、調査及び設計の発注につきましても公共工事と同様に資金調達の円滑化のための取組が要請

されております。

また、県内市町村の34市町村が建設コンサルタント業務にも前払い金を適用している状況を踏まえまして、建設コンサルタント業務についても発注した業務の円滑、適正な施工を支援するため前払い金制度を導入するよう取扱要綱を制定するものです。

以上、報告第78号についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第79号の説明を求めます。

教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 報告第79号をご覧ください。

報告第79号 城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため城里町立中学校に在籍する中学3年生が参加する修学旅行が中止になった場合に生徒の保護者に対し予算の範囲内において城里町修学旅行代替給付金を交付するため必要な事項を定めたものでございます。給付額につきましては、1生徒につき3万5,000円となっております。よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第80号の説明を求めます。

教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 報告第80号をご覧ください。

報告第80号 令和2年度城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金交付要綱の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止と決定した令和2年度ふれあいの船事業の代替措置として、城里町立の小学校に在学している6年児童の保護者に対し予算の範囲内においてふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金を交付するため必要な事項を定めたものでございます。給付額につきましては、1児童につき3万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第81号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 報告第81号 城里町新型コロナウイルス感染症対応保育従事者等応援給付交付要綱の制定でございます。

制定理由としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次を活用しまして保育従事者を応援する町の事業でございます。主な内容としましては、緊急事態宣言下でありましても働く保護者のもとで1人であることができない児童を預かるための施設運営を継続していたということで、支援の一部として1人当たり5万円の給付金を支給できるよう要綱を制定したものでございます。よろしくご審議のほどお願申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第82号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 続きまして、報告第82号 城里町保育所等新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金交付要綱の制定でございます。

制定理由としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。感染症防止対策のために、設備導入に係る費用の補助のために要綱を制定するものでございます。該当する事業の主なものとしましては、換気設備、衛生管理設備、例えばサーモカメラ等の購入等です。また、3密対策事業、遠足などイベント時のバスの台数の確保のための借り上げ料などが該当になります。予算の範囲内でこれらを補助するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第83号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第83号をご覧ください。

城里町新型コロナウイルス感染症による医療施設応援給付金交付要綱であります。この要綱は、新型コロナウイルス感染症のリスクの高い中、感染防止に努めながら医療業務を行っている町内の病院及び診療所に対し、応援することを目的として予算の範囲内において城里町新型コロナウイルス感染症による医療施設応援給付金を交付するために必要な事項を定めたものです。

金額であります。病院に対しては100万円、診療所に対しては50万円となっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第84号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 報告第84号 城里町赤ちゃん応援臨時給付金交付要綱の制定でございます。

制定理由としましては、特別定額給付金事業10万円の国からの交付支給対象とならなかった新生児の養育世帯に対し、コロナ禍で不安を抱えて養育する子育て世帯のために特別定額給付金と同額の1人当たり10万円を支給するための要綱を制定するものでございます。

主な内容としましては、4月28日から令和3年4月1日生まれまでの出生で、1人につき10万円を養育する世帯に給付するものでございます。ここ3年の年間出生数70人を見込んでいるところ、11月末まででは42人の申請、給付実績となっております。よろしくご審議をお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第85号と第86号を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第86号 城里町元気アップ振興券第2弾事業補助金交付要綱を、すみません、申し訳ございません、85号でした。すみません。85号の城里町元気アップ振興券第2弾事業実施要項をご覧ください。

これにつきましては、先ほどご説明した7月1日を基準日とします第1弾に引き続き、10月1日を基準日としまして町民1万8,985人を対象に1人当たり6,000円を給付するものでございます。町内中小企業者で使える券が4,000円、それと大型店舗の共通が2,000円ということで6,000円を配付するものでございます。第1弾と第2弾の大きな違いといたしましては、その使える登録店舗にいばらきアマビエちゃんの登録をしていただいて、安全なお店でお越しをいただくというような内容で定めてございます。今現在124店舗が登録されてございます。

それと、併せて報告第86号 城里町元気アップ振興券第2弾事業補助金交付要綱、これにつきましては、事業、商工会のほうに委託しているものですから、その委託の内容について要綱で定めさせていただいたものでございます。

以上、報告となります。よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第87号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第87号 城里町新型コロナウイルス感染症予防対策事業所等支援金交付要綱をご覧ください。

これにつきましては、先ほども、前の報告でお話しましたように、いばらきアマビエちゃんに登録をしていただいた町内の事業所に1事業所当たり5万円を支給するというものでございます。これを登録しますと、この登録につきましては県の事業でございまして、県民の行動歴を登録し、コロナウイルスが発生した場合にすぐ対応できるというような仕組みとなっております。説明は以上となります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第88号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第88号 城里町新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金交付要綱をご覧ください。

事業の概要としましては、支給対象者を町内の指定管理者としてございます。給付額につきましては、休業した期間の施設の維持管理費、経費、主に光熱水費、燃料代、委託料、借地料などになるかと思えます。また、施設再開に向けた感染予防対策経費、それと施設開設後の維持管理経費の3分の2を補助するという内容でございます。

以上、報告第88号の説明を終わります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第89号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第89号 城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱をご覧ください。

この要綱の概要を申し上げますと、支給対象者につきましては中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者ということになります。主に農林水産業、金融業、保険業の方は該当しないということになります。また、一般社団法人等も対象から外れます。そのような方で、町内に店舗や事務所など事業所がある方を対象に、令和2年2月から9月の間に1か月の売上げが前年同比で50%以上減少している事業者さん、また連続2か月の合計売上金が前年対比で25%以上減少している事業者さんに交付をするものでございます。これにつきましても、アマビエちゃんの登録が必須となっております。

給付額につきましては、4月から9月までに町内事業所にて使用した光熱水費の3分の2、最大で200万円を限度としてございます。内容的には、光熱水費は上下水道、電気、ガス、水道料金のみでございまして、事業所と居宅を併用している者等につきましては、その2分の1と、仕分けができない場合には2分の1を事業用として見てございます。

以上、説明を終わります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第90号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第90号 常磐大学と常磐短期大学及び城里町との連携協力に関する協定書の締結のご報告でございます。

これにつきましては、以前から常磐大学等々と連携事業を行ってございます。一例を挙げますと、ホールの湯のダムカレーの開発とか道の駅かつらで今売っておりますまちゃレーヌという古内茶を使いましたオリジナルのお菓子等々を一緒に開発等してきたところでございます。また、学生等におきましては七夕まつりへの参加等ということで交流を深めてきたところでございます。そうしたことも踏まえまして、5年間を経過してきたというふうな中で、今後常磐大学と城里町が相互の関係で地域社会のより一層の発展に寄与するために本協定を結びまして、お互いに協力し合っていくというような内容で9月29日に協定を締結したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 報告第91号の説明については省略いたします。

これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、始めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 報告79号、これは中学校3年生の修学旅行費なんですけれども、この1人3万5,000円というのは滞納があったりするとできないのかということ。80号のふれあいの船についても滞納があれば3万5,000円の支給は全然ないのかということ。

それから、81号の保育従事者についてなんですけれども、公立は5万と言いますけれども、民間は2万5,000円なんです。この差は何なんだろうということ。

それから、82号、サーモカメラが台数いろいろ入っていますけれども、このサーモカメラについてちょっとお伺いしたいんですが、該当するところちょっと答弁をいただきたいと思います。サーモカメラは、町内全域に、全域というか町内に何台ぐらい設置されたんでしょうか。これ、今回庁舎にも新しい小さなサーモカメラが入りましたけれども、これは全市町でどのぐらいの台数が入って、契約はどうなったんでしょうか、この辺のところちょっと疑問なので教えてください。取りあえずこれでお願いしたいと思います。大丈夫ですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問に答えます。

報告第79号、報告第80号につきまして、滞納者等についての支給はということでございますが、報告第79号、修学旅行関係、報告第80号、ふれあいの船事業の給付金関係、どちらにつきましても要綱の中で税の滞納や町の使用料等の滞納等がある方は交付の対象外ということにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

報告第81号の件でございます。

保育従事者のご質問で、公立5万円、民間2万5,000円というお問合せでございましたけれども、こちらの報告の第2条にあります第1項第2号アの部分とイの部分に分かれます。どちらも出勤されている場合は、公立、民間問わず一律5万円になります。事情等で片方の期間しか出勤できなかったという場合に半分の2万5,000円ということになりますので、公立と民間の従事者で差はございません。

続きまして、報告第82号のサーモカメラの件なんですけれども、こちらは地方創生臨時交付金によりまして町が一括購入したものでございます。所管課の福祉こども課分としましては2台をお願いしておりまして、学校施設は学童クラブが併設されているところに関しては併用が可能ということで購入はしておりませんが、その2台につきましては公設民営の学童保育の児童クラブ2か所に設置をしております。総数につきましては、担当課のほうからの答弁にさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 総数は何か。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

すみません、一覧表がありまして、金額も六百何万だと思っておりますが、正式な数字を、今資料取り寄せますので、すみません、後ほどの回答ということでご了解いただきたいと思

います。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、報告の第78号、これなぜこういうのが、前払い金をつくらなくちゃならないのか。今まで工事やってこういう弊害があったためにこういう町の条例をつくらなくちゃならないんだという前例があって、あとこれどこの工事をやろうと思ってこういう前払い金が払えるような条例をつくらなくちゃならないのか。ちょっとそこら辺、2点。

あとは、次の79号、ちょっと今の答弁でいくとちょっと残念だなと思うんだけど、給食だの何か滞納していても出しているんでしょう、無料で。そういう形でいくと、何で修学旅行のこのやつが滞納している人に払われなくて、子供には罪はないと思うんだけど、払うんならきちんと私は払ってやったほうがいいと思うんだけど。何でそういう給食だのこの修学旅行が誤差があるのか、ちょっとそこら辺お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 報告第78号につきまして、小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

こちらは、公共工事のほうにつきましては、これまでも前払い金、500万以上のものにつきまして前払い金をお支払いしておりましたけれども、今回建設コンサルタント業務につきましても、県内の市町村等も適用させていただいているということもございまして、城里町でも適用するように制定するものでございます。

○14番（小坪 孝君） 県内どこどこが払っているのか。そういう資料あるのか。

○財務課長（舩橋行子君） 県内は34市町村でございまして、34市町村がお支払いになっております。

○14番（小坪 孝君） 後でください。

○財務課長（舩橋行子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 14番小坪議員のご質問に答弁いたします。

まず、給食費につきましては、議員のご指摘のとおり、児童・生徒につきましては全員無料ということで給食費の徴収を今はしていない現状でございまして、今回の79号、80号につきましては、交付金、性質的に補助金に近いということを鑑みまして、滞納者につきましては対象外ということを規定いたしました。

以上でございまして。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） なぜ、給食費が滞納でも町外の人でもやっぱりそういう、やってあげているのに、これ親の都合で税金払えないんでしょう、今の形からいくと。やっぱりお金が欲しい人がその家庭だと思うんだよね、1番に。裕福なところに金をやって、一番困っているところに金をやらないなんていうのが、それがおかしいでしょう。税金滞納しているんだったら、そういう適用だしたら、町の全部適用すればいいんですよ。この間も、水道課辺りが滞納しているのに新しくそういう、滞納整理もしないで水道をつないでいるなんていうのも聞いておりますし、そういうのからいけば、みんな滞納しているやつが、公共事業だの何だの全部駄目にしてくださいよ。子供が一番、修学旅行で金が欲しい家庭でしょう。そこに、給食費だけ無料で、こういう金やらないで、金多いところ、要らないところあげるなんていうのも不自然だと思う。それだったらこういう事業はやらないでほしい。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 無償化制度と補助金とまた違いますので、ぜひその区別をつけていただきたいと思うんですけれども、同じ教育委員会でも、例えば高校生の通学補助とか、あれも税金の滞納があったらもらえないことになったりしておりまして、逆にそういった補助金があるというのをきっかけに滞納していた税金をお支払いになる方もいらっしゃるというふうに伺っております。税は所得に応じてかかるもので、本当に、例えば生活保護になってしまったりとか所得が低い場合はその税金が下がってきますし、所得が高ければ税金が上がってくるわけで、そういった法令によって支払うことができるとされた税について、納めたものに対して税からこういった補助金を受けることができるということだというふうに思います。無償化については、保育料の無償化とかいろいろありますが、無償化と現金給付の補助金とはまた違うものですので、その点ご理解いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） やめようと思ったんだけど、町長に答弁、頼んでいないのに答弁されたから。これ、この事業をなぜ修学旅行の思い出づくりだなんていって金をやらなくちゃならないんですかと私は言いたいよ。滞納している人にあげないんならば、そういう事業になるならば、誰にもやらないで出さないでほしいんですよ。そういう、やっていることが町長、何となく分からないのよ。

常北幼稚園だって、耐震がないから壊さなきゃならないのよ。今聞くと放課後事業で使って、放課後のあれで使っているなんて、耐震は完成しているんですか。そういうのからいくと、みんなやっていることがおかしい。そういうのだからおかしい話でしょう、全て。耐震がないから、あそこは、幼稚園は潰すと言って駄目にしたのよ。閉鎖しているのに、

何で放課後事業だのこういう修学旅行だの、金を分けなくちゃならないんですかと、そういう、滞納している人に渡せない事業ならば何も町でやる必要はないでしょう。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか。

○14番（小坪 孝君） 幼稚園のやつ聞きたいの。耐震もやっていないのに何で使っているのか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 放課後児童クラブとしては、耐震基準を満たしている図書室を使って放課後児童クラブを行っております。ですので、定員も抑えて、常北幼稚園全体を使えるんだったらもっとたくさん放課後児童クラブで人を預かれるんですが、後から建てられた図書室部分は耐震基準を満たしているの、そこで放課後児童クラブをやっているということですので、特に法令違反等ございませんので、ご安心いただければと思います。

○14番（小坪 孝君） やめようと思ったんだが、答弁もらったから。

なぜ、幼稚園は駄目だと言っているのに、図書館がいいだの何だの、そういう屁理屈つけないで、幼稚園は駄目だということで閉鎖したの、図書館がいいんだったら最初から図書館で幼稚園事業やればよかったんでしょよ、十何人の子供しかいなかったのに。あなたが言っているように。七、八人の子供しかいないのになぜ閉鎖しなきゃならないの。あなたが言っているように図書館が耐震があったんなら図書館で幼稚園やればよかったんじゃないか。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の議案と関係ない事項ですので、また別の場をお願いしたいと思うんですが、常北幼稚園の廃止の条例については議会の議決をいただきまして決定したものでございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の給食費のことについて、最初私質問しましたけれども、これやっぱり追加して質問すればよかったなと思いました。

今小坪議員さんも言いましたけれども、滞納している子供に上げないというのはやっぱりおかしいということだと思います。なぜかという、今回これ新型コロナウイルスの感染症に拡大防止のためということで、新型コロナについて条例要綱なんですよ。コロナでしたら国からも補助金きちんと来ていると思うんです。だから、こういう人たちにこそやっぱりあげるべきなんです。それが、何で滞納しているからってこの人たちだけを除いて、コロナは滞納している人もしていない人も関係あるんですか、関係ないでしょう。コロナで出ているんですから、これは公平にやるべきです。こんな滞納しているからこの

3万5,000円上げないとか、そういうことはやっちゃいけないと思います。

私は、この就学旅行の給付金、ふれあいの船の給付金、それから学童の給付金、いろいろあるかもしれませんが、この給付金というものはコロナに関するものでしたら全ての子供たち、全ての住民にきちんとあげるべきです。何でそれができないんでしょう、何でそんな差別するんですか、お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 差別というか、税をちゃんと払っている人からすると逆に税金払っている人も払っていない人も同じに扱われてしまうとそれも不公平感が出てしまうかもしれませんが、これまで様々な補助金ありましたが、ほとんどの補助金は、無償化は別として、税金の滞納とか使用料の滞納がないことを条件に補助金を払うというのがこれまでのほとんどの補助金の考え方だったと思います。それを崩して税金や使用料の滞納があっても補助金等の給付ができるということにするというのはかなり大きな影響のあることだとは思いますが、ほかの、これだけじゃなくて、ほかのあらゆる補助金の要綱に影響が及ぶと思うんですが、そういったことでちょっと、いただいたご意見について慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ほかの案件ならいいんです。ほかの案件ならば、それもそれでいいでしょうというときもありますけれども、今回コロナウイルスの感染症についてですので、これはコロナは国からきちんと助成が来ていると思うんです。最初は2億何千万か来ていましたし、その後何億ぐらい、3億ぐらいですか、何か来ていると思うんですけれども、それは中小企業とかそれから商工会とかそちらのほうにはもちろんやってもらってもいいんです。それはそれでいいんです。しかし、この子供たちに、今小坪議員さんも言いましたけれども、この子供たちに対する補助というのは、子供たちには関係のないことですよね。ですので、これはぜひ考えていただきたいなと思います。このコロナの対策で、感染としてうたっているのであればこそ、私はそういう人たちも除いてきちんと全部、今回だけは出しますというような、そういうことを、要綱をつくっていただきたいんですよ。それでなければ、本当に弱い人たちに対する冷たい町政だということが広がりますからね。子育て支援をやっているんじゃないですか、子育て支援をやるのであれば、このコロナウイルスに対する、感染症に対する予防ということでやっているのであれば、ぜひこれは通していただきたいと私は思っています。いかがですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 慎重に、いただいた意見を真摯に受け止めまして慎重に検討していきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に聞いていて残念だなと思います。藤咲さんが言っている

こと、私は本当に頑張っしてほしいと思う。

局長、滞納している人には学校の事業で全てが差別があるんですか。差別があるのか。滞納している親の子供らはみんな差別があるのか。それで、滞納している人らには修学旅行の補助金は出さなかったのか。滞納していれば町の補助金は、修学旅行の補助金は出さなかったんでしょう、これからいくと。ちょっとそれ聞きたい。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） まず、最初に滞納者等について、その子供たち、児童・生徒についての差別があるのかということにつきましては、一切そういったことはございません。

また、今回の79号、80号につきまして、滞納者への対応はということで、現在小学生のふれあいの船に関しましては決定通知は既に出したところでございまして、決定通知を出した方につきましては滞納のない方ということで手続を進めました。また、79号、中学生につきましては近日中に交付決定通知を出すところでございまして、こちらにつきましても現在滞納のない方について交付決定通知を出す予定となっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に今聞いていて残念だなと思うんだけど、本当に、滞納している人は北海道にふれあいの船で行けない。修学旅行も行けないんだね、私ちょっと。滞納している人は修学旅行には参加できないんですね、ふれあいの船は参加できないんだから。そういうことでいいんですね。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 修学旅行またはふれあいの船の実施につきましては、滞納者等につきましても参加が可能ということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 局長、さっきの答弁でいくと滞納者は抽せんで漏れて行けないような発言したから、私はそういうことで聞いたんですけども、何で滞納者は抽せんで行けないような話、発言をしたから私は聞き直しているんだけど、やっぱりそういう、子供らにはやっぱり差別はしちゃいけないと思うし、この修学旅行もそういう滞納者に金が出せないんならば修学旅行も遠慮してもらおうような形で、やっぱりみんなにやらないでほしい。修学旅行だけ補助金出します。今度のやつは出しませんなんていい加減な話じゃ駄目。

以上。答弁はいいから。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいま言われている修学旅行とふれあいの船なんですけれど

も、これは当初予算にもともと上げてあったものだと思うんですけども、それでもコロナ対策で、国からの補助金で対応することはできるんですか、これ。それがまず1点。

それと、例えばこれ今年度3月31日までということなんですけれども、また来年、多分来年当然ふれあいの船も修学旅行も予算計上されると思うんですけども、その場合、また同じようなコロナで行けないということがあれば、同じように3万5,000円を支払うのか。もしくは、その場合に、もし行けるようになった場合に、仲間が風邪をひいて行けなかったとか特別な理由があって行けない方には現金で3万5,000円を給付するのか、その辺のところちょっとお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、予算の件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

こちら、代替給付金、79号、80号につきましては、当初予算には計上はされておられません。9月の定例議会で補正予算として計上させてお認めいただいた件でございます。

続きまして、来年度の件はというお話を伺いましたが、現時点では今年度のコロナ対応ということで、今年度限りの事業ということで今現在は考えております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ふれあいの船自体は当初予算なかったんですか、ありましたよね。ですから、ふれあいの船が中止になって、これが果たして、コロナ事業で該当になるんならばそれでいいでしょうけれども。来年は分からないということでもいいですね。

ただ、我々行政の場合はやはり継続性というのが大事なんですよ。必ず今までやってきたものを来年同じような形で、もしくはそれが不要ないといえど中止することもありますけれども、継続して行って、それで去年はこうだったけれども来年はこうですよというのは、それは一貫性がないですね。行政は、やはり一貫性がないと、昨日はこう言ったけれども今日は違うよというようなことではちょっとまずいと思うんです。あくまでも一貫性と継続性というのは隣り合わせの中でやっぱり一緒にやっついていかないとけないと思うんですけども。来年は分かりません、それじゃちょっと。

ですから、やはりちょっと長い目で見てそういったことも考えていただきたいということと、もう一点は、報告第78号、公共工事の前金払いの取扱要綱ですけども、これは実際に前金払いというのが正しいのか、前払い金というのが正しいのか、この条文の中には前金払いというふうに書いてありますけれども、中読みますと前払い金というのでも出てくるんですよ。これは、全部前金払いでは統一しないで前払い金も入れて、あれなんですか、これ問題ないのかな。細かいようなことで申し訳ないんですけども。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 加藤木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

表題につきましては前金払いというふうな表題になっておりまして、実際には前払い金

というような取扱いになっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） この第2条とか第3条の中の前払い金は、別にそれはそれでいいということですよ。

○財務課長（船橋行子君） はい。

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） ふれあいの船とかそういう議題は変えちゃっていいですか。よさそうなので、ちょっと別の質問のほうに入らせていただきます。

第88号なんですけれども、城里町新型コロナウイルス感染症の指定管理支援金交付要綱。この要綱を見まして、今までに申請とかが、交付の申請というのはあったのか。それから、あと支援の金額、額というのはどのぐらい用意をしているのか、その辺もしお知らせをいただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 3番猿田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

既に城里町開発公社のほうから申請が上がってきてございまして、ホロルの湯につきましては5,707万2,000円の申請が上がってきてございます。それに伴いまして、5,193万1,000円を概算払いでお支払いしているところでございます。また、野外活動センターにつきましては762万8,000円の申請がございまして、686万5,000円の概算払いをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 財産の管理のところの中で、この第15条ですか、支援金の交付完了後においても善良なる管理者の知恵を持って管理をしていかなければならないという前文のほうなんですけれども、あとここと、そのあとちょっと、もう一度後で聞きに伺います。申し訳ありません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 先ほど4番藤咲議員のほうからご質問がございました報告82号に伴いますサーモカメラ、何台買ったんだというお話がございました。サーモカメラ、本日玄関のほうでお使いになったかと思えますが、あの形で町内27台買いまし、学校並びに町の施設、本庁舎、支所、図書館等々、公民館も含めまして設置をしてご

ざいまして、昨日検査のほうが完了しまして、本日から使用を始めたというところがございます。金額につきましては、660万円で契約をしたところがございます。

それと、所管が離れるわけなんです、大型のサーモカメラ1台が、もう既に議員ご承知のことかと思いますが、コミセンの入り口に設置してございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 学校、各学校に1台ですか。どこに入れるんでしょう。昇降口なんですか。多くの子供たちが、たくさんいますけれども、学校に2つぐらい入れるわけにはいかないんでしょうか、どうなんでしょうか。1台で間に合うことなんでしょうか。次から次と来る子供たちを測定するんでしょうか。そこら辺のところまず1つ。

そういうことで、600万ということなんですけれども、この27台は入札されたんですね。その入札されたのは、詳細というのは公表できますか、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員の学校にどのように設置しているのかということについて、お答えをいたしたいと思います。

学校につきましては、原則昇降口1か所につき1台ということで、あと人数によりまして、石塚小学校が昇降口2か所ありますので2台、あと常北中は人数が多いですので2台、その他の学校につきましては1台ということで配置をさせていただいております。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 答えていない、まだ。入札はされたんでしょうか、どのようになっていますか。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 教育委員会所管でございますが、所管分につきましてはコミュニティセンター城里に設置をしている大型の部分につきまして、1台につきまして入札をして購入を決定いたしました。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 私は27台について聞いたんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） ただいまちょっと手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと存じます。

○4番（藤咲芙美子君） 必ず回答くださいね。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） すみません、手短かにお願いします。常磐大学と常盤短期大学、

城里町との連携なんですけれども、協定書。これ、どういった経緯で具体的にどのようなことを目的として、再度ちょっと確認したいんですが。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどはすみません、説明足らずで申し訳ございません。

経緯としましては、常磐大学との連携については2016年から高大官連携プロジェクトの取組として始めまして、今年で5年目となっております。その間に、成果につきましては各種メディアはもとより、茨城県議会の一般質問等々でも取り上げられておりまして、文科省の全国先進事例としても紹介されていると評価も高まっている事業でございます。先ほども申しましたように、高大官の連携で、一例を挙げますとダムカレー等々が皆様ご承知のことかと存じます。そういうこともありまして、関係者にとどまらず地域全体の機運醸成に大きく寄与、貢献いただいているところでございます。

今後の展開といたしましては、大学からのご提案もいただきました連携協定の締結をもとに、現状ではまちづくり戦略課の取組に限定されていた連携事業について、まずボランティアとしての協力ですとか講師としての協力等を通じ、また各課にまたがる広い連携によってより発展的なものになっていけばというふうに考えてございます。大学の先生方は専門的な知識もお持ちでございますので、場合によっては委員として中に入らせていただくとご協議をいただくというようなことも今後出てくるかというふうには考えてございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 分かりました。いずれにしても、地域の貢献のために頑張ってくださいということなんですけど、こういった同じような感じでゼミの子供たちを使って産学官連携をして地域に根差していくということだと思んですが、プラス、まち戦課には地域おこし協力隊もいるわけですよね、農業部門も入れると今10名を超えているんですかね、何名ぐらいいますか、十何名、トータルで、町の地域おこし協力隊です。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7名です。

○8番（河原井大介君） 7名、では7名の方も連携してこういった学校とか一緒にやっていくという方向はもちろんですよね。つまり、もう少し地域に根差していくような、ダムカレーは成功事例の一つだと思いますが、さらにもっともっとどういうものがあるか、これからまた逆に提案しますが、そういった連携も含めて議論すべき場所はやっぱりつくっておくべきだというふうに思っていますので、とてもいい事案だと思いますから協力して、地域おこし協力隊も、最近名前があまり出てこないの、しっかりこういった連携しながらやっているといいのかなと。目的は同じでしょうから。そういうことを重ねてお

願いしながら質問に代えさせてもらいました。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか。

○8番（河原井大介君） あれば助かります。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ご意見いただきまして、ありがとうございます。

議員おっしゃるように、農業分野はいずれにしましても、まちづくり戦略課におります地域おこし協力隊につきましては今現在も町と大学との橋渡し等々でも活躍していただいているところがございますので、その辺のところも協力してやっていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） すみません、先ほど議案第82号で債務負担行為の補正で増額分はどういったものがあるかというようなご指摘いただきまして、城里町健康増進施設ホロルの湯の湯の指定管理料、こちらのほうが9,000万の増額となっております。それから、ばい煙、ダイオキシン類測定委託業務、水質測定業務につきましては、新規によりまして全て増額となっております。そのほか、広報しろさとの印刷製本業務、それから城里健康増進ホロルの湯汚水処理施設維持管理業務が20万、10万ほど増額となっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長、その答弁は始まる前にお願いします。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 今の、先ほどの私の質問の何がありますかというやつも何か書類で出してくれるということでしたので、それは出していただけるんですね。文書で。

○議長（関 誠一郎君） 先ほど申しましたように、執行部については口答じゃなくて文書で出せるものは文書でちゃんと説明、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月8日火曜日、午前10時をもって、令和2年第4回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時12分閉会